令和８年（フ）第１８２号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番10―306号、従前の住所仙台市太白区西多賀４丁目11番６―201号
破産者　熊谷　長人
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２６２号
仙台市若林区南染師町67番地の４　なっつ南染師202、従前の住所宮城県石巻市大街道南５丁目９番69号　東北電力北上寮307号
破産者　櫻井　康汰
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
仙台市青葉区小田原５丁目２番40号　早坂アパート101、従前の住所山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1187番地３　M’ｚコーポ103号室
破産者　残間　好美
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２８２号
仙台市太白区鈎取２丁目９番11号　Ｇｒａｎ　ｒｅｓｉｄｅｎｃｅⅠ―103
破産者　吉沢　利香
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３０３号
宮城県多賀城市浮島２丁目27番３号
破産者　内海　康幸
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３８７号
宮城県多賀城市東田中２丁目38番10号
破産者　早坂　大介
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４１６号
仙台市若林区大和町１丁目12番16―10号
破産者　鎌田　　青
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３号
宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢３番地８
破産者　佐藤　淳平
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第３３号
山形県鶴岡市由良一丁目21番35号
破産者　佐藤　幸太
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第５４号
群馬県前橋市城東町二丁目17番６号
破産者　北村　祐三
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第６７６号
神奈川県厚木市上落合468番地６　メゾン落合201
破産者　高木　俊輔
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１９号
東京都西東京市中町２丁目６番16号　サンモンテローザ201号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市龍城ケ丘11番６―103号　市営龍城ケ丘住宅
破産者　石山　小雪
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２６号
神奈川県秦野市下大槻192番地の17
破産者　高雄　郁彦
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第５６６号
新潟市北区須戸２丁目１番地６
破産者　樋浦　　優
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７２３号
静岡市清水区石川新町13番22号
破産者　市川　哲也
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７２４号
静岡市駿河区高松２丁目28番18号　メゾンノース101号
破産者　加藤　眞一
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１号
静岡県藤枝市高柳1934番地の22
破産者　立花　弘行
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２８０号
静岡県島田市御仮屋町7623番地の18
破産者　小泉あや子
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０４号
静岡県藤枝市志太２丁目１番15号　ボヌール志太101号
破産者　竹澤　侑来
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部